

第1章 総則

第1条（「ビッグロブ光」の提供）

ビッグロブ株式会社（以下「当社」といいます。）は、この特約に基づき、BIGLOBE サービス「ビッグロブ光」（以下「本サービス」といいます。）を提供します。本サービスは、(1)当社の電気通信設備を利用して提供するインターネット接続サービス（以下「当社固有サービス」といいます。）、および(2)東日本電信電話株式会社（以下「NTT 東日本」といいます。）または西日本電信電話株式会社（以下「NTT 西日本」といいます。）による卸電気通信役務を利用して提供する IP 通信網サービス（以下「卸役務利用サービス」といいます。）から構成されます。本サービスの内容の詳細は、当社のウェブサイト上に掲示します。

- 2 本サービスの提供には、この特約に定めるものを除き、当社の別途定める「BIGLOBE 会員規約」、「BIGLOBE 法人会員規約（BIGLOBE オフィスサービス）」、または「BIGLOBE 法人会員規約（料金制選択コース）」（以下、総称して「会員規約」といいます。）の規定が適用されます。この特約と会員規約の規定とが抵触するときは、本サービスの提供に関する限り、この特約が優先します。

第2条（この特約の変更）

当社は、一定の予告期間をもって当社所定の方法に従い本サービス会員（その意味は第3条に定めます。）に通知することにより、この特約の全部または一部を変更することができます。この場合、その予告期間内に、本サービス会員からこの特約の第16条に基づく本サービス契約の解除の通知が当社に対してなされないときは、かかる変更につき本サービス会員による承諾があったものとみなします。

第3条（用語の定義）

会員規約において定義された用語の意味は、この特約に別段の定めがある場合を除き、この特約においても同一の意味を有します。

- 2 前項に定めるほか、この特約において、次の各号の用語の意味は、各号に定めるとおりとします。

- (1) 「本サービス契約」とは、当社から本サービスの提供を受けるための契約をいい、第7条に基づき会員が行った本サービス契約の申し込みを第8条に基づき当社が承諾することにより成立します。
- (2) 「本サービス会員」とは、この特約に基づき当社との間で本サービス契約が成立している者をいいます。
- (3) 「BIGLOBE サービス」とは、当社が会員規約の規定に基づき提供するサービスをいいます。
- (4) 「契約者端末」とは、本サービスの提供を受けるために、本サービス会員が保有している必要のあるパーソナルコンピュータ等の機器をいいます。
- (5) 「契約者回線」とは、本サービスの提供を受けるために、本サービス会員が設置する電気通信回線をいいます。
- (6) 「料金等」とは、本サービスの提供に係わる料金その他の債務およびこれにかかる消費税等相当額をいいます。
- (7) 「フレッツ光」とは、NTT 東日本が「IP 通信網サービス契約約款」に基づき提供する IP 通信網サービス、または、NTT 西日本が「IP 通信網サービス契約約款」に基づき提供する IP 通信網サービスをいいます。（これらの IP 通信網サービス契約約款を併せて以下「IP 契約約款」といいます。）
- (8) 「フレッツ光のタイプ」とは、別表1に定めるフレッツ光のタイプをいいます。
- (9) 「フレッツ契約」とは、NTT 東日本またはNTT 西日本からフレッツ光の提供を受けるための契約をいいます。
- (10) 「転用」とは、当社固有サービスに相当するサービス（当社が提供するものおよび当社以外の者が提供するものを含み、以下「従前インターネット接続サービス」といいます。一例として、当社の別途定める「BIGLOBE 光パック Neo with フレッツ」特約に基づき当社が提供するサービスが該当します。）の提供を受けるための契約を締結し、かつ、申込手続きを当社または当社以外の従前インターネット接続サービスの提供者が代行することによりNTT 東日本またはNTT 西日本とフレッツ光契約を締結した個人または法人（以下「転用資格保有者」といいます。）が、その利用する IP 通信網サービスをフレッツ光から本サービスにより提供する IP 通信網サービスに切り替えることをいいます。
- (11) 「転用番号」とは、転用資格保有者が転用を目的として第7条に基づき本サービス契約の申し込みをするにあたり、事前にNTT 東日本またはNTT 西日本から取得している必要のある所定の番号をいいます。
- (12) 「会員契約」とは、会員規約に基づき当社と本サービス会員との間に成立している、BIGLOBE サービスの提供を受けるための契約をいいます。

第2章 本サービスの提供区域および内容

第4条（本サービスの提供区域）

本サービスの提供に係わる契約者回線の終端とすることができる場所は、第3条第2項に定める IP 通信網サービスの提供区域に同じとします。

第5条 (本サービスの内容等)

本サービスの対象となるBIGLOBEのコースおよびタイプは次のとおりとし、また、タイプごとに次の定期利用契約のプラン（その詳細は第11条において定めます。）があります。

BIGLOBEのコース名	BIGLOBEのタイプ名	定期利用契約のプラン	サービス内容
「ひかり」コース または 総合コース	ファミリータイプ	2年プラン	契約者回線に係わる終端への伝送方向については最大1Gbpsまで、他の伝送方向については最大1GbpsまでのFTTH接続機能をご利用いただける戸建て向けサービス
		3年プラン	
	マンションタイプ	2年プラン	契約者回線に係わる終端への伝送方向については最大1Gbpsまで、他の伝送方向については最大1GbpsまでのFTTH接続機能をご利用いただける集合住宅向けサービス
		3年プラン	

- 2 本サービスは、最大通信速度を保証するものではなく、通信設備や契約者端末、宅内配線などの状況、他回線との干渉、回線の混雑状況などにより、実際に利用可能な通信速度が低下します。
- 3 当社または当社が本サービスに用いる電気通信回線の提供者（NTT東日本およびNTT西日本を含みます。）は、本サービス会員が一定時間内に当社所定の基準を超えるトラフィック量を継続的に発生させる場合、および本サービス会員間の公平性を確保する必要がある場合、通信量や通信速度を制限することができます。かかる制限の内容は、当社が別途定めるものとします。
- 4 本サービス会員は、自身の費用負担および責任において、契約者端末を取得するとともに、本サービスの利用にあたり契約者端末が正常に稼働するように維持および管理しなければなりません。
- 5 当社が本サービス会員への本サービスの提供を開始する日（以下「本サービス開始日」といいます。）は、その本サービス会員について、本サービス契約の成立後、当社所定の工事が完了し、本サービスに係わる回線を利用することが可能な状態となった日とします。本サービス会員が本サービス開始日後に本サービスを利用するには、当社が別途定める場合を除き、本サービスの利用に必要なものとして当社が別途定める光回線終端装置、ホームゲートウェイ、無線LANカード等の機器（以下「本サービス用機器」といいます。）を本サービス会員の責任において本サービスに係わる回線に対して正常に接続する必要があります。本サービス会員がかかる接続を行わなかった場合でも、本サービス開始日が到来した場合は、第21条の規定に従い、本サービス会員の月額費用の支払義務が生じます。
- 6 本サービス用機器は、NTT東日本、NTT西日本または当社により本サービス会員に対して貸与されます。本サービス会員は、本サービス用機器を善良な管理者の注意をもって取り扱わなければなりません。また、本サービス会員は、本サービス用機器を本サービス利用以外の目的で使用してはならず、また、分解、改造等してはなりません。本サービス契約の終了、契約者回線の終端場所の変更（一部を除きます）、第7条第3項に定める卸役務サービスタイプの変更（一部を除きます）、本サービス用機器の更新の発生等、当社が別途定める返却事由が発生した場合は、本サービス会員は、貸与を受けた本サービス用機器を当社所定の期日および方法に従い返却いただく必要があります。かかる場合において、本サービス会員が当社所定の期日までに返却しない場合は、当社は、当社が定める本サービス用機器の価値相当額の金銭の支払いを本サービス会員に請求することがあります。本サービス会員は、かかる請求を受けた場合は、当社所定の期日までにその支払いをしなければなりません。
- 7 前項により貸与される本サービス用機器または第5項所定の本サービスに係わる回線（これにかかるケーブル等の部材を含みます。）に本サービス会員の責めによる故障等が発生した場合において、これに対する修理、交換等（NTT東日本またはNTT西日本の委託先が行います。）を行ったときは、当社は、当社が定める修理、交換等の費用の支払いを本サービス会員に請求します。本サービス会員は、かかる請求を受けた場合は、当社所定の期日までにその支払いをしなければなりません。
- 8 第5項の規定にかかわらず、転用のために第7条に従い本サービス契約の申し込みを行い本サービス会員となった個人または法人については、本サービス開始日は次のとおりとします。
 - (1)かかる個人または法人がかかる申し込みを行うにあたり、第7条第3項の(1)に定める選択をした場合
 - ①本サービス契約が成立した日が各月の1日から20日までのいずれかの日である場合：その翌月の1日
 - ②本サービス契約が成立した日が各月の21日から末日までのいずれかの日である場合：その翌々月の1日
 - (2)かかる個人または法人がかかる申し込みを行うにあたり、第7条第3項の(2)に定める選択をした場合
当社所定の工事が完了し、本サービスに係わる回線を利用することが可能な状態となり、かつ、かかる申し込み前にかかる個人または法人がNTT東日本またはNTT西日本からフレッツ契約に基づき貸与を受けていた本サービス用機器に対して引き続き卸役務利用サービスにて用いるために必要な設定変更を完了した旨の通知を当社がNTT東日本またはNTT西日本から受けた日（この場合、第5項第2文の規定を準用します。ただし、本サービス用機器が本サービスに係わる回線に対して既に正常に接続されている場合は、この限りではありません。）

第3章 契約

第6条 (契約の単位等)

当社は、契約者回線1回線ごとに1の本サービス契約を締結します。この場合、本サービス会員は、1の本サービス契約につき1の個人または法人に限ります。

第7条（本サービス契約の申込方法）

本サービス契約の申し込みは、申し込みをする個人または法人（以下「申込者」といいます。）が、会員規約およびこの特約を承諾のうえ、当社所定の方法により、次の各号に定める事項を当社に申告のうえ、行う必要があります。

- (1) 氏名または名称
 - (2) 住所
 - (3) 選択するコース名、タイプ名および定期利用契約のプラン名（ただし、3年プランを選択できる申込者は個人に限り、法人を除きます。）
 - (4) 契約者回線に係わる終端の場所
 - (5) 料金等の支払方法
 - (6) 前各号に定める事項のほか、当社が別途定める事項
- 2 申込者のうち、転用のために本サービス契約の申し込みをする転用資格保有者は、前項に定めるほか、前項の申し込みにあたり、転用番号を当社に提出する必要があります。
- 3 前項の申込者は、第1項所定の申し込みを行うにあたり、転用後に利用することを希望する卸役務利用サービスのタイプ（フレッツ光のタイプに相当するタイプがあります。）を(1)転用前に利用していたフレッツ光のタイプとするか、または(2)転用前に利用していたフレッツ光のタイプと異なるタイプ（ただし、当社の別途定める範囲内のタイプに限ります。）にするかを選択することができます。かかる申込者には、第1項所定の申し込みを行うにあたり、いずれを選択するかを、および、(2)を選択する場合は、転用後に利用することを希望する卸役務利用サービスのタイプを、当社に申告する必要があります。
- 4 申込者には、第1項の申し込みにあたり、その申込者について本サービス契約が成立した場合において、次の各号に定める取り扱いがなされることに同意いただきます。ただし、第1号および第2号①は、本サービス契約の取次所のうち当社所定のものを通して申込者が本サービス契約の申し込みをした場合に限り、適用されます。
- (1) 本サービス契約の申し込みと同時に会員規約に基づく会員契約の申し込みを行う申込者の場合
 - ・会員規約第26条（料金等の支払方法）第1項の規定にかかわらず、同項所定の有料サービス（本サービスを含みます）の料金等の支払方法として当社が申込者に代わり同項第5号所定のフレッツ・まとめて支払いを指定選択すること（申し込みと同時にその他の支払方法を指定選択した場合は、指定選択された支払方法が適用されます。）
 - (2) 本サービス契約の申し込みの時点において既に当社と会員契約を締結している申込者の場合
 - ① 同第26条第1項に基づき、同項所定の有料サービス（本サービスを含みます）の料金等の支払方法として同項第3号所定のNTT回収代行、同第4号所定のNTTファイナンス回収代行および同第6号所定のKDDI請求を指定選択している申込者の場合
 - ・当社が申込者に代わり、かかる支払方法をフレッツ・まとめて支払いに変更すること（かかる変更の実施時期は当社が別途定めます）
 - ② 同第26条第1項に基づき、同項所定の有料サービス（本サービスを含みます）の料金等の支払方法として①に記載以外の支払方法を指定選択している申込者の場合
 - ・本サービス契約の成立後も、かかる指定選択がされた支払方法が適用されます。
- 5 前項第1号所定の申込者および前項第2号①所定の申込者は、第1項の申し込みにあたり、NTT東日本またはNTT西日本が定める「フレッツ・パスポートID利用規約」（その名称変更後のものも含みます。）に同意いただきます。

第8条（本サービス契約の申し込みの承諾）

本サービス契約は、前条所定の申し込みを当社が承諾したときに成立します。

- 2 当社は、次の各号のいずれかに該当する場合には、本サービス契約の申し込みを承諾しないことがあります。また、当社は、本サービス契約成立後であっても、次の各号のいずれかに該当することが判明した場合には、当社所定の方法にて本サービス会員に通知することにより、本サービス契約を解除することができます。ただし、本項第2号または第4号の場合には、当社は、相当の期間を定めてその事実を是正するよう催告し、この期間内に是正されないときに、当社所定の方法にてこの本サービス会員に通知することにより、会員契約または本サービス契約を解除することができます。
- (1) 本サービス契約の申込時に申込者が当社に虚偽の事項を通知したことが判明した場合
 - (2) 申込者が、料金等もしくはその他当社が提供するサービスに係わる料金その他の債務の支払いを現に怠り、または怠るおそれがあると当社が判断した場合
 - (3) 過去に不正使用などにより本サービス契約もしくはBIGLOBEサービスに関連する契約等の解除、またはBIGLOBEサービス等の利用を停止されていることが判明した場合
 - (4) 申込者が未成年者等であって、本サービス契約の申し込みにあたり法定代理人等の同意を得ていない場合
 - (5) 会員規約に基づきクレジットカードによる料金等の支払方法を選択した申込者が、指定したクレジットカードの名義人と異なる場合

- (6) 会員規約に基づくクレジットカードによる料金等の支払方法を選択した申込者が、指定したクレジットカードを発行したクレジットカード会社からクレジット利用契約の解除、脱会その他の理由によりクレジットカードの利用を認められていない場合、または、事後に認められなくなった場合
- (7) その他本サービス契約の申し込みを承諾することが、技術上または当社の業務の遂行上著しい支障があると当社が判断した場合
- 3 前項の規定により本サービス契約が解除された場合、本サービス会員は、本サービスの利用に係わる一切の債務につき当然に期限の利益を喪失し、残存債務の全額を直ちに支払わなければなりません。
- 4 本サービス契約が成立した場合、当社は、その日程を本サービス会員と調整のうえ、第7条に従い行われた申し込みの内容に応じ、回線を開通させるために必要な工事、転用のために必要な工事および第7条第3項に定める卸役務利用サービスのタイプの変更に必要な工事を行います。

第9条 (転用時の特則)

第7条に基づく転用のための本サービス契約の申し込みにより本サービス契約が成立した本サービス会員 (以下「転用本サービス会員」といいます。) については、次の各号に定める事項が適用されます。

- (1) 転用の実施日 (第5条所定の本サービス開始日に同じとし、以下同様とします。) の前日をもって、当社とその転用本サービス会員との間に成立していた、従前インターネットサービスの提供を受けるための契約 (以下「従前インターネット接続サービス契約」といいます。) は終了します。(当社以外の者が提供する従前インターネット接続サービスの提供を受けるための契約については、転用本サービス会員がその存続の必要性の有無を判断する必要があり、また、これを終了させると判断する場合は、その終了に必要な手続きは、その転用本サービス会員が自己の責任において行う必要があります。) なお、かかる終了前に従前インターネット接続サービス契約に基づきその転用サービス会員に生じた債務であって、かかる終了時点において未履行のものは、この特約に別段の定めがある場合を除き、かかる終了後も存続します。
- (2) 当社は、NTT 東日本またはNTT 西日本とその本サービス会員との間に成立していたフレッツ光契約を転用の実施日の前日をもって終了させるために必要な手続きを、その転用本サービス会員に代行してNTT 東日本またはNTT 西日本に対して行います。転用本サービス会員は、当社がかかる手続きを行うために必要な範囲内で、第7条に基づく申し込みにあたりその転用本サービス会員が当社に申告した事項 (転用番号を含みます。) をNTT 東日本またはNTT 西日本に提供することに同意します。
- (3) 転用の実施日前に転用本サービス会員が従前インターネット接続サービス (当社が提供するものに限り) を利用して当社の従前インターネット接続サービス用の電気通信設備に蓄積したデータは、当社が別途定めるものを除き、本サービスにおいても引き続き利用することができます。

第10条 (卸役務利用サービスのタイプの変更)

本サービス会員は、本契約の成立後において、卸役務利用サービスのタイプ (フレッツ光のタイプに対応するものであり、以下同様とします。) の変更を希望する場合、当社所定の方法により変更手続きを行う必要があります。ただし、変更を希望する前後のタイプによっては、行えないものがあり、これについては当社が別途定めます。また、卸役務利用サービスの対応の変更を行うことができる場合でも、変更前後の定期利用契約のプラン (その詳細は第11条に定めます。) は同じものでなければなりません。

- 2 前項の手続きが完了した場合、当社は、その日時を本サービス会員と調整のうえ、当社所定の工事を実施します。変更後のタイプの卸役務利用サービスは、かかる工事が完了し、回線が開通した後に利用することができます。
- 3 前二項に基づく変更前のタイプと変更後のタイプとで適用される月額費用 (この特約の第4章に定めます。) が異なる場合、変更後のタイプに対応する月額費用は、前項に定める利用が可能となった日が属する月の翌月から適用されます。

第11条 (定期利用契約)

本サービス契約は、定期利用契約となります。定期利用契約の契約期間は、本サービス開始日が属する月、および、その翌月を起算月とする、次の各号に定める月数のうち本サービス会員が第7条第1項に基づく本サービス契約の申込時に当社に申告した定期利用契約のプランに対応する月数 (以下「基準月数」といいます。ただし、第5条第8項の(1)に定める選択をした転用本サービス会員の場合は、本サービス開始日が属する月を起算月とする基準月数) の期間としますが、本サービス会員が次項に従い本サービス契約を解除しない限り、以降、次項に従い基準月数ごとに自動更新されます。

(1) 24 カ月 (2年プランに対応)

(2) 36 カ月 (3年プランに対応)

- 2 本サービス会員は、前項の定期利用契約の契約期間満了と同時に本サービス契約を終了させる場合は、その満了月中に、第16条に従い本サービス契約を解除する必要があります。本サービス会員がその満了月中にかかる解除を行わなかった場合は、その満了月中の翌月初日に定期利用契約は自動的に更新されます。更新後の定期利用契約の契約期間は、直前の定期利用契約の満了月の翌月初日から起算した、基準月数に同じ月数の期間です。
- 3 前項の規定は、前項に基づき更新された定期利用契約の満了月が到来する都度、同様に適用されます。
- 4 本サービス会員は、(1)定期利用契約の満了月以外に本サービスを解除した場合、または、(2)当社が定期利用契約の満了月以外に第13条に従い本サービス契約を解除した場合は、別表2に記載する違約金を一括して当社に支払うことを要します。
- 5 転用本サービス会員については、従前インターネット接続サービス契約 (ただし、当社の別途定める「BIGLOBE 光パック Neo with

フレッツ」特約に基づき成立したもの、および、当社の別途定める「なが割」を対象とするものに限り、)に定める最低利用期間の適用を、本サービス契約の成立をもって、解除します。

第12条 (変更の届け出)

本サービス会員は、本サービス契約の申し込みにあたり当社に申告した第7条第1項各号所定の事項について変更(ただし、第7条第1項第4号所定の事項については、第4条所定の区域外への移転は認められません。)があった場合、すみやかにその旨を当社所定の方法により当社に届け出なければなりません。本サービス会員がかかる届け出を行わなかったこと、または、かかる届け出を遅延したことにより不利益を被ることがあっても、当社は、何らの責任も負いません。

- 2 前項の事項のうち、その変更について当社の承諾が必要として当社が別途定めるものについては、前項の届け出を、第8条第2項に準じて扱います。

第13条 (契約の解除等)

当社は、本サービス会員が次の各号のいずれかに該当した場合に、何らの責任も負うことなく、本サービス契約を解除することができます。

- (1) 本サービス会員が会員規約に基づき提供されるBIGLOBEサービス(本サービスを含みます。)について利用停止となった場合
- 2 当社は、前項の規定により本サービス契約を解除しようとするときには、あらかじめその旨を本サービス会員に通知します。ただし、緊急でやむを得ない場合は、この通知を行うことなく本サービス契約の解除を行うことができます。
- 3 会員契約が本サービス会員による解除、当社による解除その他理由により終了した場合は、その本サービス会員と当社との間の本サービス契約は同時に解除されます。

第14条 (提供中止)

当社は、次のいずれかの場合には、本サービス会員に対する本サービスの提供を中止することがあります。

- (1) 当社またはNTT東日本もしくはNTT西日本の設備もしくは回線の保守または工事を行う場合
- (2) 本サービス会員が、本サービスの提供に使用される設備もしくは回線に過大な負荷を与える行為その他その設備もしくは回線の運用に支障を与える行為を自らし、または第三者に行わせた場合
- (3) 当社またはNTT東日本もしくはNTT西日本により通信利用が制限となる場合
- (4) 天災、事変その他の非常事態が発生しまたは発生するおそれがあり、本サービスの提供をすることが困難となった場合
- (5) 当社が、運営上、技術上その他理由により、本サービスの提供を中止することが必要であると判断した場合(当社が本サービス会員に割り当てるIPアドレスを切り替えるため、その本サービス会員による本サービスの接続中に本サービスによる通信を一時的に中断する場合を含みます)
- 2 当社は、前項の規定により本サービスの提供を中止するときは、あらかじめその旨を本サービス会員に通知します。ただし、緊急やむを得ない場合、または、前項第5号に定める本サービスによる通信の一時的な中断をする場合は、この通知を行うことなくその中止を行うことができます。
- 3 当社は、第1項による本サービスの提供の中止により本サービス会員に損害その他不利益が発生しても、何ら責任を負いません。

第15条 (利用停止)

当社は、この特約上の義務を現に怠りまたは怠るおそれがある本サービス会員、または、会員規約により本サービス以外のBIGLOBEサービスが利用停止となった本サービス会員については、何らの責任も負うことなく、本サービスの利用も停止します。

第16条 (本サービス会員による本サービス契約の解除)

本サービス会員が本サービス契約を解除しようとするときは、当社所定のウェブページ上からその旨を当社に通知します。当社が別途承諾した場合を除き、その他の方法による通知は無効とします。この場合、本サービス会員から通知があった日が属する月の末日をもって、本サービス契約は終了します。

第17条 (本契約の自動終了)

第1条第1項に定める卸電気通信役務の当社への提供にかかる当社とNTT東日本またはNTT西日本との契約が終了した場合は、本サービス契約も同時に終了します。

第4章 料金等

第18条 (料金等)

料金等の体系は、次のとおりとします。

- (1) 初期費用
- (2) 工事費用
- (3) 月額費用

(4) その他の料金

- 2 前項各号所定の料金の具体的な金額は、別表 2 に定めるとおりとします。

第 19 条 (初期費用)

本サービス会員は、当社に本サービス契約の申し込みをし、その承諾を受けたときは、当社に初期費用を支払わなければなりません。

第 20 条 (工事費用)

本サービス会員は、本サービス会員による契約者回線に係わる終端の場所の変更の届け出により必要となる工事その他この特約に定める工事が実施される場合、当社に工事費用を支払うことを要します。なお、申込者（その意味は第 7 条第 1 項に定めます。本条において以下同じとします。）または本サービス会員からの工事の申し込みの受付、申込者または本サービス会員との工事の日程等の調整、および工事費用の請求は当社が行い、工事の実施は NTT 東日本または NTT 西日本（これら会社の委託先の事業者を含みます。）が行います。なお、本サービス会員は、第 8 条第 4 項に定める回線を開通させるために必要な工事の工事費用のうち別表 2 において分割払いが認められているものについて、分割払いが全て完了するより前に契約者回線に係わる終端の場所の変更の届け出をした場合も分割払いが継続します。

- 2 前項の工事に着手していたときは、工事完了前に本サービス契約の解除があったとしても、本サービス会員は、工事費用の全額を当社に支払うことを要します。
- 3 本サービス会員が支払うことを要する工事費用のうち別表 2 において分割払いが認められているものについて、分割払いが全て完了するより前に本サービス契約に解除または終了があった場合（第 11 条に定める定期利用契約がその満了月以外の時期に解除されまたは終了した場合を含みます。）、その本サービス会員は、かかる工事費用の分割払金のうち未払い分を、かかる解除時または終了時に一括して当社に支払うことを要します。

第 21 条 (月額費用)

本サービス会員は、本サービス開始日が属する月の翌月初日（転用本サービス会員の場合は、本サービス開始日が属する月の初日）から起算して、その本サービス契約の解除または終了があった日が属する月の末日までの期間について、当社に本サービスの月額費用を支払わなければなりません。

- 2 当社は、この特約に別段の定めがある場合を除いて、前項に定める期間中の各月または前項により月額費用の支払対象月とされている各月における当社所定の締め日にて、その締め日が属する月に係わる本サービスの月額費用を本サービス会員に請求します。
- 3 本サービス会員が、当社が本サービス会員による本サービス契約の申し込みを承諾した日が属する月に、本サービス契約の解除の通知をした場合、本サービスの月額費用の 1 カ月分を当社に支払わなければなりません。
- 4 この特約第 14 条の規定により本サービスの提供中止があったときは、本サービス会員は、その期間中の月額費用の支払いを要します。
- 5 この特約第 15 条の規定により本サービスの利用停止があったときは、本サービス会員は、その期間中の月額費用の支払いを要します。

第 22 条 (NTT 東日本または NTT 西日本の回線開通工事費の未払い分割払金の扱い)

本サービス契約の成立前に NTT 東日本または NTT 西日本と締結したフレッツ光契約の下でフレッツ光回線の開通工事費用を NTT 東日本または NTT 西日本の分割払いしていた転用本サービス会員が本サービス契約の成立時点において全ての分割払金の NTT 東日本または NTT 西日本への支払いを完了していない場合、かかる時点において未払いの分割払金については、以降、当社が NTT 東日本または NTT 西日本に代わり支払いを請求し、その本サービス会員には当社にお支払いいただきます。

- 2 前項により本サービス会員が当社に支払う分割払い 1 回あたりの金額は別表 2 に定めるとおりとします。（NTT 東日本または NTT 西日本に支払うとした場合と比較すると、支払う未払い金の総額は同一ですが、1 回あたりの分割払金の金額および支払回数が異なる場合があります。）

第 23 条 (NTT 西日本の回線開通工事費割引の違約金の扱い)

本サービス契約の成立前に NTT 西日本と締結したフレッツ光契約の下でフレッツ光回線の開通工事について「初期工事割引サービス」の適用を受けていた転用本サービス会員は、本サービスの開始によるフレッツ光から卸役務利用サービスへの切り替えに伴うフレッツ光の利用の終了を理由として、NTT 西日本からかかる「初期工事割引サービス」の違約金の請求を受けることはありません。ただし、その転用本サービス会員が NTT 西日本とのフレッツ光契約の下におけるフレッツ光回線の開通月から所定の期間内に本サービス契約を解約した場合は、別表 2 に定める、かかる違約金の相当額（NTT 西日本の定める違約金とは金額が異なります。）を当社にお支払いいただきます。

第 24 条 (料金債務の存続)

会員規約またはこの特約所定の条件に従い本サービス契約の解除または終了があった場合において、その本サービス会員がかかる解除または終了の時点において未だ支払いを完了していないこの特約所定の料金（解除または終了の後に発生するものを含みます。）についての債務は、かかる本サービス会員による支払いが完了するまで、その解除後または終了後も消滅しません。

第5章 雑則

第25条 (付加サービス)

当社は、本サービス会員に対して、本サービスの付加サービスとして次の各号所定のサービス（以下「付加サービス」といいます。）を提供します。付加サービスの内容の詳細は、当社のウェブサイト上に掲示します。

(1) IPv6 サービス (IPoE または v6 プラス)

- 2 当社は、付加サービスの利用条件を別途定めることがあります。本サービス会員は、かかる利用条件に従い付加サービスを利用しなければなりません。
- 3 本サービスに適用される会員規約およびこの特約の条項は、付加サービスにも準用します。ただし、これら条項と第2項所定の利用条件の内容が相違する場合は、その利用条件が優先します。
- 4 第1項第1号所定の付加サービス（以下「本件付加サービス」といいます。）は、フレッツ光のタイプのうち「フレッツ 光ネクスト」に属するタイプに対応する卸役務利用サービスをご利用の本サービス会員に提供します。（ただし、IPoE または v6 プラスのいずれかとなります。）本サービス会員には、本件付加サービスを利用するにあたり、次の各号に定める事項に同意していただきます。なお、v6 プラスをご利用になる場合は、v6 プラス機能に対応した契約者端末が別途必要になります。
 - (1) 本件付加サービスを利用するために必要となるサービスである「フレッツ・v6 オプション」の提供を受けるための契約を本サービス会員が NTT 東日本または NTT 西日本と締結すること。この契約の申込手続きは当社が代行します。本サービス会員は、当社がかかる申込手続きを行うために必要な範囲内で、かかる代行にあたり、その本サービス会員が当社に申告した事項、および、当社が NTT 東日本または NTT 西日本から通知を受けた、その本サービス会員が利用する卸役務利用サービスの回線に割り当てられた ID およびアクセスキーを NTT 東日本または NTT 西日本に提供することに同意します。
 - (2) 本サービス会員による本件付加サービスの利用に必要な IPv6 アドレスの割り当てを日本ネットワークイネイブラー株式会社（以下「JPNE」といいます。）から受けるための手続きを当社が代行するために必要な範囲内で、前号所定の ID およびアクセスキーを JPNE に対して提供すること。
 - (3) 第1号所定の「フレッツ・v6 オプション」を開通させるための工事に際し、本サービス会員が割り当てを受けている IPv6 の IP アドレス (IPv6 PPPoE 方式にて割り当てられているものを除く。) が変更になること、および、かかる変更の際に本サービスに瞬断が生じること。
 - (4) 本サービス会員による本サービスの利用中において、通信経路を制御する等の目的のために、当社がその本サービス会員に割り当てた IPv4 または IPv6 の IP アドレスを変更すること。

第26条 (無保証)

当社は、本サービスについて、完全性、正確性、有用性または正当性に関する保証、本サービス会員の利用目的に適合することの保証、および通信速度に関する保証を含め、何らの保証も行いません。

第27条 (会員情報等の取り扱い)

本サービス会員は、本サービス会員が本サービス契約の申し込みに際して当社に申告した事項（以下「本サービス会員情報」といいます。）を、会員規約に定める個人情報の保護に関する規定およびこの特約のほかの規定に定めるほか、次の各号に定める範囲において、当社が利用することに同意していただきます。

- (1) 本サービスを提供すること（その本サービス会員に卸役務利用サービスを提供するための当社への卸電気通信役務の提供を当社が NTT 東日本または NTT 西日本に申し込むにあたり、その本サービス会員の本サービス会員情報を NTT 東日本または NTT 西日本に提供することを含む）。
 - (2) 当社または提携先等第三者の商品もしくはサービス等に関する広告、宣伝、および各種イベント・特典を実施するため、ならびにこれらに関する情報の提供その他の連絡のための電子メールの送信もしくは印刷物の郵送等（サンプル・試供品の配送その他の提供を含みます。）を行い、または架電するために本サービス会員情報を利用すること。
 - (3) 当社がこの特約に定める工事を実施するために必要な範囲内において、NTT 東日本または NTT 西日本に対して本サービス会員情報を提供すること。
 - (4) 第1号および第2号の場合において、利用目的の達成に必要な業務を委託する目的で、本サービス会員情報を安全管理措置を講じたうえで業務委託先に対して本サービス会員情報の取り扱いについて委託すること。
- 2 本サービス契約の申込時においてこの特約第7条第4項第1号または第2号①所定の申込者であった本サービス会員には、同項所定の有料サービスの支払方法として会員規約第26条（料金等の支払方法）第1項第5号所定のフレッツ・まとめて支払いを適用するため、この特約第7条第2項に基づきその本サービス会員情報を当社が NTT 東日本または NTT 西日本に提供することに同意していただきます。
 - 3 本サービス会員には、NTT 東日本または NTT 西日本が、前項第1号に定める卸電気通信役務の提供にあたり、その本サービス会員の卸役務利用サービスの通信履歴等を知り得ることに同意していただきます。
 - 4 本サービス会員には、NTT 東日本または NTT 西日本が、第1項第1号に定める当社から提供を受けたその本サービス会員の本サービス会員情報および前項の通信履歴等を次の各号に定める者に開示することがあることに同意していただきます。
 - (1) 協定事業者（その意味は IP 契約約款に定めるとおりとします。ただし、当社または本サービス会員が IP 通信網サービスを利用

するうえで必要な契約を締結している者に限ります。)、特定事業者(その意味はIP契約約款に定めるとおりとします。)、NTT東日本またはNTT西日本が別に定める携帯・自動車電話事業者(ただし、当社または本サービス会員が契約を締結している者に限ります。))およびIP契約約款に定めるメニュー6の契約者(ただし、当社または本サービス会員が契約を締結している者に限ります。)(ただし、かかる開示は、これらの者から請求があった場合において、行われます。)

(2) NTT東日本またはNTT西日本の委託によりIP通信網サービスに関する業務を行う事業者

(3) 判決、決定、命令、その他の司法上または行政上の要請、要求または命令により開示が要求された場合における、その請求元機関

第28条(本サービスの変更または廃止)

当社は、本サービスの全部もしくは一部を変更、追加または廃止することができます。この場合、第2条の規定を準用します。

2 当社は、前項による本サービスの全部もしくは一部の変更、追加または廃止により本サービス会員に損害その他不利益が生じたとしても、何ら責任を負いません。

附 則

この特約は、平成29年2月17日から実施します。

フレッツ光のタイプ

1. ファミリータイプ

1-1. NTT 東日本が提供するフレッツ光の場合

① フレッツ 光ネクスト ファミリータイプ
② フレッツ 光ネクスト ファミリー・ハイスピードタイプ
③ フレッツ 光ネクスト ファミリー・ギガラインタイプ
④ フレッツ 光ネクスト ギガファミリー・スマートタイプ

1-2. NTT 西日本が提供するフレッツ光の場合

① フレッツ 光ネクスト ファミリータイプ
② フレッツ 光ネクスト ファミリー・ハイスピードタイプ
③ フレッツ 光ネクスト ファミリー・スーパーハイスピードタイプ 隼

2. マンションタイプ

2-1. NTT 東日本が提供するフレッツ光の場合

① フレッツ 光ネクスト マンションタイプ
② フレッツ 光ネクスト マンションタイプ B
③ フレッツ 光ネクスト マンション・ハイスピードタイプ
④ フレッツ 光ネクスト マンション・ギガラインタイプ
⑤ フレッツ 光ネクスト ギガマンション・スマートタイプ

2-2. NTT 西日本が提供するフレッツ光の場合

① フレッツ 光ネクスト マンションタイプ
② フレッツ 光ネクスト マンション・ハイスピードタイプ
③ フレッツ 光ネクスト マンション・スーパーハイスピードタイプ 隼

別表2

BIGLOBE サービス「ビッグロープ光」の料金表

1. 適用
この別表に記載する料金額は、消費税等相当額を抜いた金額です。かかる料金額に加算する消費税相当額は、本サービスのご利用時点の税率に基づき計算します。
2. 初期費用
 - ・申込手数料：
 - (1) 定期利用契約の2年プランを選択した本サービス会員の場合
1,000円（ただし、転用本サービス会員については発生しません。）
2,000円（転用本サービス会員についてのみ発生します。）
 - (2) 定期利用契約の3年プランを選択した本サービス会員の場合
3,000円
3. 月額費用
 - (1) 定期利用契約の2年プランを選択した本サービス会員の場合
 - ①ファミリータイプの場合：
5,180円/月
 - ②マンションタイプの場合：
4,080円/月
 - (2) 定期利用契約の3年プランを選択した本サービス会員の場合
 - ①ファミリータイプの場合：
4,980円/月
 - ②マンションタイプの場合：
3,980円/月
4. 工事費用A
 - (1)対象工事：①回線を開通させるために必要な工事（第8条第4項）
 - (2)費用金額（上記対象工事に共通。なお、上記対象工事が2件以上発生する場合、対象工事ごとに費用が発生します。）：
 - (i)定期利用契約の2年プランを選択した本サービス会員の場合、および、定期利用契約の3年プランを選択した転用本サービス会員の場合
 - ・ファミリータイプの場合
 - ① 派遣工事ありで屋内配線を新設する場合 ※1 18,000円
(一括払い) ※1 18,000円
(分割払い) ※1 初回：3,000円
2回目以降：500円/月×30回
 - ② 派遣工事ありで屋内配線を新設しない場合 ※1 7,600円
 - ③ 派遣工事なしの場合 2,000円
 - ・マンションタイプの場合
 - ① 派遣工事ありで屋内配線を新設する場合、または、配線方式がVDSL方式の場合 ※1 15,000円
(一括払い) ※1 15,000円
(分割払い) ※1 初回：3,000円
2回目以降：400円/月×30回
 - ② 派遣工事ありで屋内配線を新設しない場合、または、配線方式がLAN方式の場合 ※1 7,600円
 - ③ 派遣工事なしの場合 2,000円
 - (ii)定期利用契約の3年プランを選択した本サービス会員（転用本サービス会員を除く）の場合（ただし、以下(iii)を参照下さい。）
 - ・ファミリータイプの場合
 - ① 派遣工事ありで屋内配線を新設する場合 ※1 30,000円

- (一括払い) ※1 30,000 円
- (分割払い) ※1 750 円/月×40 回
- ② 派遣工事ありで屋内配線を新設しない場合 ※1 19,600 円
 - (一括払い) ※1 19,600 円
 - (分割払い) ※1 490 円/月×40 回
- ③ 派遣工事なしの場合 ※1 14,000 円
 - (一括払い) ※1 14,000 円
 - (分割払い) ※1 350 円/月×40 回

・マンションタイプの場合

- ① 派遣工事ありで屋内配線を新設する場合、または、配線方式が VDSL 方式の場合 ※1 27,000 円
 - (一括払い) ※1 27,000 円
 - (分割払い) ※1 675 円/月×40 回
- ② 派遣工事ありで屋内配線を新設しない場合、または、配線方式が LAN 方式の場合 ※1 19,600 円
 - (一括払い) ※1 19,600 円
 - (分割払い) ※1 490 円/月×40 回
- ③ 派遣工事なしの場合 ※1 14,000 円
 - (一括払い) ※1 14,000 円
 - (分割払い) ※1 350 円/月×40 回

(iii) 工事費用 A の割引制度

定期利用契約の 3 年プランを選択した本サービス会員（転用本サービス会員を除く）が当社が別途定める割引条件を満たす場合、上記(ii)に定める工事費用 A の金額から次の金額を割り引いた後の金額を適用します。なお、割引の適用期間（割引開始月を起算月とする 40 カ月の期間）の中途において本サービス契約が解除されまたは終了した場合、この割引の適用は終了します。

・月当たり 300 円×40 回（上記(ii)において（一括払い）を選択した場合においても、割引は月々行います。）

*：定期利用契約の 3 年プランを選択した本サービス会員は、工事費用 A 以外の工事費用（工事費用 B および工事費用 C を含む。また、この別表 2 に分割払いが定められていないものを含む。）の支払義務を負う場合、この別表 2 に分割払いが定められているものについてはこの別表 2 に定めるその分割払いの回数および各月の分割払い金額にかかわらず、その工事費用の総額を 40 で除した金額を工事費用 A の各月の分割払金額に加算することにより、その支払いを行うことを要します。

5. 工事費用 B

(1) 対象工事：①契約者回線に係わる終端の場所の変更届け出により必要となる工事（第 20 条第 1 項）

(2) 費用金額（上記対象工事に共通。なお、上記対象工事が 2 件以上発生する場合、対象工事ごとに費用が発生します。以下の記載にかかわらず、定期利用契約の 3 年プランを選択した本サービス会員については、工事費用 B は無料とします。）：

(i) 変更前後の契約者回線に係わる終端の場所が、NTT 東日本または NTT 西日本のいずれかのための IP 通信網サービスの提供区域内にある場合：

・ファミリータイプの場合

- ① 派遣工事ありで屋内配線を新設する場合 ※1 9,000 円
- ② 派遣工事ありで屋内配線を新設しない場合 ※1 6,500 円
- ③ 派遣工事なしの場合 2,000 円

・マンションタイプの場合

- ① 派遣工事ありで屋内配線を新設する場合、または、配線方式が VDSL 方式の場合 ※1 7,500 円
- ② 派遣工事ありで屋内配線を新設しない場合、または、配線方式が LAN 方式の場合 ※1 6,500 円
- ③ 派遣工事なしの場合 2,000 円

(ii) 上記(i)以外の場合：

・ファミリータイプの場合

- ① 派遣工事ありで屋内配線を新設する場合 ※1 18,000 円
- ② 派遣工事ありで屋内配線を新設しない場合 ※1 7,600 円

③ 派遣工事なしの場合 2,000 円

・マンションタイプの場合

① 派遣工事ありで屋内配線を新設する場合、または、配線方式が VDSL 方式の場合 ※1 15,000 円

② 派遣工事ありで屋内配線を新設しない場合、または、配線方式が LAN 方式の場合 ※1 7,600 円

③ 派遣工事なしの場合 2,000 円

6. 工事費用 C

(1)対象工事：①第7条第3項に定める卸役務利用サービスのタイプ変更に必要な工事（第8条第4項）

②第10条第2項に定める工事

(2)費用金額（上記対象工事に共通。なお、上記対象工事が2件以上発生する場合、対象工事ごとに費用が発生します。）：

① 通信速度が100M,200Mまたは1Gであるタイプ間の変更で、派遣工事あり ※1 7,600 円

② 通信速度が100M,200Mまたは1Gであるタイプ間の変更で、派遣工事なし 2,000 円

③ ファミリータイプからマンションタイプへの変更 ※1

- NTT 東日本エリアの場合 15,000 円

- NTT 西日本エリアで LAN 配線方式の場合 7,600 円

- NTT 西日本エリアで LAN 配線方式以外の場合 15,000 円

④ マンションタイプからファミリータイプへの変更 ※1 18,000 円

⑤ その他 ※1 15,000 円

※1 土曜日、日曜日、祝日（国民の祝日に関する法律に定める祝日をいう）、1月2日、1月3日、または12月29日～31日に工事を実施する場合は、3,000円が加算されます。また上記4.(2)(i)①、4.(2)(ii)①、4.(2)(iii)①、5.(2)(i)①または5.(2)(ii)①の分割払いの場合は、初回の分割払金に加算されます。

7. その他の料金：

(1)違約金（第11条第4項）：

① 定期利用契約の2年プランを選択した本サービス会員の場合：9,500円（不課税）

② 定期利用契約の3年プランを選択した本サービス会員の場合：20,000円（不課税）

(2)機器利用料（フレッツ光のタイプのうちギガ・スマートタイプに対応する卸役務利用サービスを選択した場合に発生）：500円/月

(3)NTT 東日本または NTT 西日本の工事費の未払い分割払金の支払回数および金額（第22条）

・ファミリータイプの場合

①支払回数：本サービス契約の成立時点における、NTT 東日本または NTT 西日本とのフレッツ光契約の下でのフレッツ光回線の開通工事費用の未払いの分割払金の総額を500円で除した値（小数点以下切り捨て）に同じ

②金額（1回あたり）：

- 初回：上記①の除算により発生した端数金額を500円に加算した金額

- 2回目以降：500円

・マンションタイプの場合

①支払回数：本サービス契約の成立時点における、NTT 東日本または NTT 西日本とのフレッツ光契約の下でのフレッツ光回線の開通工事費用の未払いの分割払金の総額を400円で除した値（小数点以下切り捨て）に同じ

②金額（1回あたり）：

- 初回：上記①の除算により発生した端数金額を400円に加算した金額

- 2回目以降：400円

(4)NTT 西日本の回線開通工事費割引の違約金相当額（第23条）

①フレッツ光回線が開通した月から15カ月以内に本サービス契約を解約した場合：20,000円（※2）

②フレッツ光回線が開通した月から16～24カ月以内に本サービス契約を解約した場合：10,000円（※2）

※2 標準的なケースの金額であり、回線タイプまたは配線方式によっては、他の金額が適用されます。

以上